



新潟北

土地改良区だより

第3号 令和元年12月発行

新潟北土地改良区

新潟市北区新井郷505番地

TEL (025) 387-2452

FAX (025) 387-2746

E-mail: niigatakitadokai

@sage.ocn.ne.jp

第1回臨時総代会を開催

日時: 令和元年8月24日(土) 午後1時30分

当改良区事務所会議室において、3土地改良区合併後初めての臨時総代会が開催され、平成30年度の決算を中心に審議されました。議長には寺尾清忠氏(笹山)が選任され、活発な質疑を経て、慎重審議の結果、全議案とも原案のとおり承認・議決されました。

また、今回の総代会で昨年の土地改良法一部改正に伴う利水調整規程の説明、意向調査を行い、制定に向け動き出しております。



現在数/60名 出席者数/54名 欠席者数/6名

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 第1号議案 | 平成30年度事業報告承認について |
| 第2号議案 | 平成30年度財産目録承認について |
| 第3号議案 | 平成30年度一般会計収支決算承認について |
| 第4号議案 | 平成30年度特別会計職員退職給与積立金収支決算承認について |
| 第5号議案 | 平成30年度特別会計地区除外決済金積立金収支決算承認について |
| 第6号議案 | 平成30年度特別会計財政調整基金積立金収支決算承認について |
| 第7号議案 | 平成30年度特別会計耕作条件改善事業費収支決算承認について |
| 第8号議案 | 平成30年度特別会計農道補修機械維持管理費収支決算承認について |

監査報告書

新潟北土地改良区定款第21条の規定により、令和元年7月31日に提出された平成30年度の事業報告及び財産目録並びに収支決算について、帳簿及び証拠書類等を監査するとともに業務運営全般にわたり監査を執行したところ、適正であると認めたので報告いたします。

令和元年8月24日

新潟北土地改良区

総括監事 曾我 権次

監事 小川 竹男

監事 本間 松

地区賦課地積の状況

単位:㎡

地目	30年度当初	30年度末	比較
田	40,844,173	40,956,715	112,542 ・用途変更等による増
畑	1,851,854	1,707,955	減 143,899 ・用途変更等による減
合計	42,696,027	42,664,670	減 31,357

組合員の状況

単位:人

区分	30年度当初	30年度末	比較
第1選挙区 (豊栄地区)	1,853	1,844	減 9
第2選挙区 (葛塚地区)	562	563	増 1
第3選挙区 (木崎濁川地区)	1,494	1,486	減 8
合計	3,909	3,893	減 16

財務状況の公表

☆新潟北土地改良区規約第45条により、平成30年度収支予算の執行状況、財産目録を組合員の皆さんに公表いたします。

1.平成30年度一般会計収支決算の状況 《事業年度：H30年2月1日～H31年3月31日》

収入総額一金 1,078,126,626円也

支出総額一金 955,734,923円也 収支差引残金 122,391,703円也翌年度へ繰越

(収入)

(単位:円)

科目	決算額	予算額	比較(△減)	決算額の内訳
1. 賦課金	475,092,104	474,547,000	545,104	
1) 経常賦課金	351,601,724	351,533,000	68,724	各事業区維持管理費、事務所費ほか
2) 特別賦課金	123,490,380	123,014,000	476,380	各種事業償還金、 国県営事業負担金・分担金
2. 引継財産収入	294,925,122	291,433,000	3,492,122	旧3土地改良区から引継（前年度繰越金）
3. 補助金、助成金	155,171,422	279,042,000	△123,870,578	国造施設管理型補助金 28,476,000円 新井郷川排水機場維持管理費助成金 26,426,649円 濁川取水場維持管理交付金 18,039,242円 合併補助金 42,000,000円 耕作条件改善事業新潟市補助金 9,304,000円 農業水利施設安全施設整備支援事業補助金 7,728,000円 団体営ストマネ事業補助金 6,285,600円 経営安定対策基盤整備緊急支援対策事業補助金 5,590,000円 阿賀連合助成金 3,620,563円 都市排水助成金 2,400,000円 農業土木支援事業補助金 2,278,000円 管理助成金 2,083,368円 県単農業農村整備事業補助金 940,000円
4. 諸収入	41,005,445	34,736,000	6,269,445	他目的使用料 11,822,020円 負担金収入 16,458,357円 過年度賦課金 4,164,018円 手数料ほか 8,561,050円
5. 繰入金	47,528,285	47,543,000	△14,715	特別会計地区除外決済金・財政調整基金積立金より
6. 交付金	46,800,000	46,800,000	—	維持管理適正化事業交付金
7. 受託費	16,211,000	16,211,000	—	広域活動協定（長浦岡方地域、葛塚地域、木崎濁川地域）運営委員会より
8. 財産処分収入	1,393,248	1,394,000	△752	旧杓子潟事務所跡地私下げ代金
収入合計	1,078,126,626	1,191,706,000	△113,579,374	



(支出)

(単位:円)

科目	決算額	予算額	比較(△減)	決算額の内訳
1. 償還金	255,918,028	386,568,000	△130,649,972	
1)事業償還金	188,570,780	188,745,000	△174,220	長期借入金償還元利金
2)負担金・分担金	67,347,248	197,823,000	△130,475,752	国県営事業地元負担金及び分担金
2. 維持管理費	238,465,044	316,784,000	△78,318,956	
1)揚排水機費	104,062,294	134,513,000	△30,450,706	電気料、補修工事費、賃金、消耗品ほか
2)管理費	134,402,750	182,271,000	△47,868,250	用排水路改修工事費、定期浚渫費ほか
3. 阿賀連合負担金	28,132,702	28,400,000	△267,298	事務運営費、維持管理費、適正化事業負担金
4. 適正化事業費	91,191,475	91,239,000	△47,525	維持管理適正化事業工事費 81,247,843円 維持管理適正化事業拠出金 9,943,632円
5. 繰出金	108,372,379	108,474,000	△101,621	特別会計財政調整基金積立金 14,093,248円 耕作条件改善事業地元負担金 75,838,061円 繰替運用資金返済金 14,023,942円 一般会計各事業区 4,417,128円
6. 事務所費	217,444,295	243,276,000	△25,831,705	
1)会議費	3,509,285	4,513,000	△1,003,715	総代会・役員会等費用弁償、研修費ほか
2)事務費	164,718,825	189,091,000	△24,372,175	役員報酬、職員給与、共済費、消耗品ほか
3)諸費	4,272,677	4,722,000	△449,323	県土連・耕地協議会負担金ほか
4)繰出金	2,700,000	2,700,000	—	特別会計職員退職給与積立金へ繰出
5)選挙費	243,508	250,000	△6,492	総代選挙経費一式
6)補助金	42,000,000	42,000,000	—	合併補助金
7. 予備費	0	754,000	△754,000	
8. 事務受託費	16,211,000	16,211,000	—	広域協定事務受託費一式
支出合計	955,734,923	1,191,706,000	△235,971,077	



2.平成30年度特別会計収支決算の状況

収 入			支 出		
(1) 職員退職給与積立金			収支差引残金 3,786,527 円也 翌年度へ繰越		
科 目	決算額	内 訳	科 目	決算額	内 訳
積立金	2,700,000	一般会計より繰入	退職給与金	21,201,353	退職給与金
引継財産収入	103,612,951	前年度積立繰越金	積立金	81,457,000	退職給与準備積立金
雑収入	131,929	預金・貸付利息			
収入合計	106,444,880		支出合計	102,658,353	
(2) 地区除外決済金積立金			収支差引残金 2,524,718円也 翌年度へ繰越		
科 目	決算額	内 訳	科 目	決算額	内 訳
決済金	2,578,440	農地転用決済金	繰出金	10,877,000	一般会計へ繰出
引継財産収入	339,071,599	前年度積立繰越金	積立金	333,028,000	決済金積立金
繰入金	4,651,985	繰替運用資金返済金			
雑収入	127,694	預金・繰替運用資金利息			
収入合計	346,429,718		支出合計	343,905,000	
(3) 財政調整基金積立金			収支差引残金 2,396,049円也 翌年度へ繰越		
科 目	決算額	内 訳	科 目	決算額	内 訳
引継財産収入	581,316,715	前年度積立繰越金	繰出金	33,120,000	一般会計へ繰出
繰入金	23,728,582	一般会計より	積立金	569,549,000	運用資金積立金
雑収入	19,752	預金利息			
収入合計	605,065,049		支出合計	602,669,000	
(4) 農道補修機械維持管理費			収支差引残金 106,893円也 翌年度へ繰越		
科 目	決算額	内 訳	科 目	決算額	内 訳
使用料	3,965,000	広域協定運営委員会より	事業費	3,629,471	運転手賃金、軽油代ほか
繰越金	12,311,114	前年度積立繰越金	積立金	12,540,000	機械償却積立金
雑収入	250	預金利息			
収入合計	16,276,364		支出合計	16,169,471	
(5) 耕作条件改善事業費			収支差引残金 0円也		
科 目	決算額	内 訳	科 目	決算額	内 訳
補助金	81,660,000	国庫補助金	定率助成事業費	151,078,000	用排水路改修工事
地元負担金	76,612,621	一般会計より	定額助成事業費	7,222,560	区画拡大、暗渠排水
引継財産収入	1,640,939	前年度繰越金	工事雑費	1,613,000	補助対象外工事雑費
収入合計	159,913,560		支出合計	159,913,560	



各種お問い合わせ先

☎025-387-2452

- 用水、排水、工事などの維持管理について …… 工事係
- 土地の境界、施設の使用許可などについて …… 土地係
- 賦課金をはじめとする会計業務について …… 会計係
- 収支予算、事業計画、会議などについて …… 庶務係

各係までお気軽にお問い合わせください。

3.財産目録

令和元年5月31日調整

区	分	金額
(資産)		
1. 流動資産	(1) 現金及び預金 122,391,703円 (2) 未収賦課金 4,662,444円 (H30年度分1,729,538円、過年度分 2,932,906円)	127,054,147 円
2. 特定資産 (積立金)	(1) 退職給与 85,243,527円 (2) 地区除外決済金 335,552,718円 (3) 財政調整基金 571,945,049円 (4) 農道補修機械償却 12,646,893円	1,005,388,187 円
3. その他資産 (出資金)	(1) 農林中央金庫 720,000円 (2) 県 信 連 30,000円 (3) 新潟市農協 551,000円	1,301,000 円
4. 固定資産	(1) 土 地 (事務所宅地 2,982.35㎡、52,573,022円) (2) 建物設備 (事務所、車庫、農道補修機械格納庫 72,594,100円) (3) 機械器具 (農道補修機械 1台、自動車 3台、測量器具一式 16,782,331円) (4) 備 品 (事務所内 机ほか一式 11,227,026円)	153,176,479 円
資 産 合 計		1,286,919,813 円
(負債)		
1. 長期借入金	(1) 農林漁業資金 47件 123,499,846円 (2) 県信連、新潟市農協借入金 8件 100,426,059円	223,925,905 円
2. 引当金	(1) 職員退職給与 85,243,527円 (2) 地区除外決済金 335,552,718円 (3) 財政調整基金 571,945,049円 (4) 農道補修機械償却 12,646,893円	1,005,388,187 円
負 債 合 計		1,229,314,092 円

☆組合員の変更届について

必ず土地改良区で手続きをお願いします

※届出がないと変更できません!!

- 組合員資格の交代 贈与や相続、農業者年金受給による経営移譲など
- 農地の異動 農地の売買（競売）、賃貸借の設定など
- 農地の転用 公共用地、住宅や倉庫への転用など

- 1) 土地改良区の台帳は、**組合員からの異動通知**により訂正されます。この手続きを行わないと組合員資格や賦課金名義が変更されないまま処理されます。また農地転用される場合には当区にて**決済金の納入**が必要です。
- 2) 農地の売買や組合員資格を交代する際、その土地に未納賦課金があると土地改良法第42条権利義務の継承により、未納賦課金もそのまま受け継がれます。権利等異動される場合はご確認ください。

★廃棄物の不法投棄、野外焼却は犯罪です!!

最近、水路や農道等に刈草や枯木、ごみ等の不法投棄や野外焼却が見受けられます。水路や農道等の土地改良施設は皆さんの大切な財産です。廃棄物の処分に掛かる経費、水路・農道等の補修費用は関係事業区の賦課金より支払われます。土地改良区でも現場監視を強化しておりますが、皆さんも不審車両を発見したら、車のナンバーを控え、最寄の警察署や土地改良区に連絡下さるようご協力をお願いします。



(野外焼却が行われている現場)

廃棄物の野外焼却は

**5年以下の懲役、
1,000万円以下の
罰金、
またはこの併科**

(野外焼却後の現場)

廃棄物の不法投棄は

**5年以下の懲役、
1,000万円以下の
罰金
(法人には3億円まで加重)**

